

事業活動の情報化等実態を反映した
地方法人課税の制度検討に関する提言

近畿ブロック知事会

令和2年1月

事業活動の情報化等実態を反映した 地方法人課税の制度検討に関する提言

地方税収は、近年、経済再生への取組等により全体として増加しているが、地方間の財政力格差は、拡大する傾向にある。

その背景の一つには、電子商取引の進展等事業活動の情報化により店舗を必要としない事業形態の拡大や、コンビニエンスストアをはじめとするフランチャイズ事業の拡大等の企業の組織形態の多様化などにより、事業活動の実態以上に税収が本店所在地等に集中している状況がある。

こうした様々な経済社会の構造変化に伴い、分割基準をはじめとする現行の地方法人課税制度が、事業活動の実態を的確に反映したものになっているかの検討が必要となってきた。

そこで、地方団体間における適切な税収の帰属の観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めるため、地方法人課税について適正な検討がなされるよう、以下のとおり提言する。

1 事業活動の情報化の実態を反映した地方法人課税の制度の検討

情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度のあり方を検討すること。

(1) サービスを受けた者の所在地の地方団体における課税の検討

電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、地方法人課税の応益原則や地域社会の会費という性格を踏まえた上で、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体における課税の可能性（分割基準を含む）を検討すること。

(2) OECDにおける国際課税の見直しと併せた地方法人課税への対応

現在 OECD で検討されている国際課税の見直しと併せて検討を進めるとともに、見直しの結果、日本に恒久的施設（PE）を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税である法人税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。

2 フランチャイズ事業における地方法人課税分割基準の検討

企業の組織形態の多様化が進んでいることから、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、より事業活動の実態が反映できる地方法人課税の制度が必要となっている。特にフランチャイズ事業について、本店等が所在する都道府県に集中する課題等があるため、下例の仕組みなど、適切な税収帰属となるよう地方法人課税の制度の分割基準の検討を行うこと。

(1) フランチャイズ事業における課題

一般的に、加盟店はその利益の中から本部会社にロイヤリティ等を支払っており、加盟店が所在する都道府県は、加盟店に対する課税権を有するものの、都道府県に本部会社の支店等が無い場合は、本部会社への課税権を有しない。このため本部会社の税収は、本店等が所在する都道府県に集中することになる。

(2) 適切な税収帰属に向けた分割基準の検討

フランチャイズ事業に係る分割基準においては、加盟店（フランチャイズ店舗）を本部会社の事業所等とみなして取り扱うこと。

令和2年1月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	鈴	木	英	敬
滋賀県知事	三	日	月	大
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	井	戸	敏	三
奈良県知事	荒	井	正	吾
和歌山県知事	仁	坂	吉	伸
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	飯	泉	嘉	門